

特別支援学校と小中学校等の音楽科教育課程の関係性

特別支援学校（知的障害教育）音楽科器楽領域における 指導内容の分析をとおして

The Relationship between Music Curricula at Special Needs Schools and at Elementary and Junior High Schools

An Analysis of Teaching Content in Instrumental Music Courses at Special Needs Schools for the Education of the Intellectually Disabled

藤原志帆¹・福島さやか²
Shiho Fujihara・Sayaka Fukushima

はじめに

2014年1月、日本は国連で採択された「障害者の権利条約」を批准した。2012年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を示し、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであること、そしてそこでは、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である」と述べている¹⁾。

現行の学校システムでは、特別支援学校と小・中学校における学校間、小・中学校の特別支援学級と通常の学級における学級間等で「交流及び共同学習」が実施され、障害のある子どもと障害のない子どもの学習に関する実践が積み重ねられている状況である。

「交流及び共同学習」は、豊かな人間性をはぐくむことが目的の「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面を併せ持つ²⁾とされているが、教科に関する双方の学びを成立させるた

めに妥当性の高い指導目標・内容が設定され、有効な手だてが講じられている実践が非常に少ないことが指摘されている³⁾。

このような状況を受けて筆者らは、「交流及び共同学習」が最も多く実施されている音楽科⁴⁾において、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、一人一人が各自の能力に即した学習内容にアクセスし、学習成果をあげるための具体的な方策を講じることが急務であると考えた。

障害のある子どもの教科指導は、特別支援学校の学習指導要領（小・中学校の特別支援学級も教育課程編成時に参考にする。）において、知的障害のある子どもを対象とする場合については、独自の目標・内容が設定されている⁵⁾。そのため、「交流及び共同学習」で知的障害のある子どもが含まれる場合には、教科の目標・内容も異なる子どもたちが学習を共にする状況も生じる。ここに、障害のある子どもと障害のない子どもが、教科等のねらいの達成を目的として学習を共にする場合の難しさがあると考えられる。特別支援教育総合研究所も、インクルーシブ教育システム構築に取り組む際に着手すべき課題の一つとして、「特別支援学校と小・中学校の教育課程の連続性の確保」をあげている⁶⁾。

そこで筆者らは、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学校（知的障害教育）と小中学

1 熊本大学教育学部

2 福岡女学院大学人間関係学部

校等（本稿では、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校を総称して「小中学校等」とする。）との音楽科教育課程の関係性を明らかにした上で、障害のある子どもと障害のない子どもの音楽科学習の共有化について実践的に検証する必要があると考えた。

本稿は、この研究の第一段階を担うものであり、発達段階に焦点を当てて、特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性を明らかにすることを目的とする。

これまでに、特別支援学校（知的障害教育）音楽科の教育課程における発達段階の設定や特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性について検討した研究はみられない。

1. 特別支援学校（知的障害教育）音楽科の教育課程

前述したように、特別支援学校（知的障害教育）の音楽科は、独自の目標と内容を有している。表1に特別支援学校（知的障害教育）の音楽科の目標を示した。

表1：特別支援学校（知的障害教育）音楽科の目標

小学部	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽についての興味や関心を持ち、その美しさや楽しさを味わうようにする。
中学部	表現及び鑑賞の能力を培い、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。
高等部	表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽についての興味や関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。

音楽科の内容は、学年別ではなく、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階の発達段階別に示されている（対象生徒の生活年齢が14歳であっても、音楽活動に関わる発達の年齢が5歳程度であれば、発達段階に即した小学部の指導内容を選択することもある。）。また、小学部1段階は「音楽遊び」、小学部2段階以上は「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」、「歌唱」領域で構成されている。本稿では発達段階に焦点を当てた分析を行うため、手の操作性等の発達段階が捉えやすい「器楽」領域をとりあげることとした。

特別支援学校（知的障害教育）の音楽科器楽領域（小学部1段階は「音楽遊び」のため、器楽に関わる内容）の内容を表2に示した。

表2：特別支援学校（知的障害教育）音楽科器楽領域の内容

小学部	1段階	音の出るおもちゃで遊んだり、扱いやすい打楽器などでいろいろな音を鳴らして楽しむ。
	2段階	打楽器などを使ってリズム遊びや簡単な合奏をする。
	3段階	旋律楽器に親しみ、簡単な楽譜を見ながらリズム合奏をする。
中学部		打楽器や旋律楽器などを使って、自由に演奏したり、合奏や独奏をしたりする。
高等部	1段階	打楽器や旋律楽器などに親しみ、その演奏の仕方に慣れ、気持ちを込めて合奏や独奏をする。
	2段階	打楽器、旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、楽器の特色や音色を生かしながら合奏や独奏をする。

2. 分析の方法

本稿では、発達に関する指標（音楽的発達に焦点を当てたもの）、就学前の保育や教育に関する指標、初等教育段階の教育に関する指標における記述をもとに、特別支援学校（知的障害教育）音楽科器楽領域の指導内容を発達段階に着目して分析する。

1) 分析の対象

特別支援学校（知的障害教育）音楽科の教育課程は、対象とする子どもの実態が多様であることから概括的に示されており、学習指導要領から内容の詳細を読み取ることは難しい。そのため、本稿では「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例4. 音楽」⁷⁾に示された器楽領域に関する項目を分析の対象とした。

「知的障害特別支援学校における各教科の具体的な内容の例4. 音楽」の器楽領域に関する指導内容は、

6段階に分けて39項目示されている。「段階1」は学習指導要領上の小学部1段階に対応し、器楽領域に関する内容は9項目設定されている(項目番号12から20。項目番号は各段階の通し番号。「段階1」を例にすると、項目番号1から5が鑑賞、6から11が身体表現、21・22が歌唱領域に関する内容になっている。。「段階2」は小学部2段階に対応し、器楽領域に関する内容は6項目(項目番号12から17)設定されている。「段階3」は小学部3段階に対応し、器楽領域に関する内容は6項目(項目番号11から16)設定されている。「段階4」は中学部に対応し、器楽領域に関する内容は6項目(項目番号11から16)設定されている。「段階5」は高等部1段階に対応し、器楽領域に関する内容は9項目(項目番号10から18)設定されている。「段階6」は高等部2段階に対応し、器楽領域に関する内容は3項目(項目番号9から11)設定されている。

2) 分析の指標1: 「発達の4層からみた音楽療法の配慮点(宇佐川, 2007)」

発達に関する指標(音楽的発達に焦点を当てたもの)として、「発達の4層からみた音楽療法の配慮点(宇佐川, 2007)」を用いた。

宇佐川は、約30年間にわたる300名を越す障害児の乳幼児期における療育事例の詳細な検討によって集積された資料をもとに、感覚と運動の高次化による発達水準やその全体的理解の枠組みを精緻化し、「感覚と運動の高次化理論」(「層: 初期感覚の世界」「層: 知覚の世界」「層: 象徴化の世界」「層: 概念化の世界」)を構築している⁸⁾。

「発達の4層からみた音楽療法の配慮点(宇佐川, 2007)」は、この「感覚と運動の高次化理論」に基づき、障害児の音楽療法を整理したものである⁹⁾。本稿では、器楽領域に関する項目(「発達の目標」、「活動・楽器類」、「手の操作性」)を抜粋したものを分析の指標として用いた。

3) 分析の指標2: 「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツール」の「チェックリスト(與座ら, 2004)」

発達(音楽的発達に焦点を当てたもの)に関する指標として、「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツール」の「チェックリスト(與座ら, 2004)」を用いた。

與座らは、各種発達理論、発達検査(デンバー式発達スクリーニング検査ほか)、教育実践プログラム(MEPAほか)、「カリキュラムガイド」(J.Purvisら)、乳幼児の発達に関わる文献などを検討し、「歌唱」「器楽」「身体表現」「鑑賞」の4領域(各領域は大項目・中項目・小項目に分類)からなる「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツール」の「チェックリスト」(発達年齢0~6歳まで)を作成している¹⁰⁾。また、この「チェックリスト」を用いて、6年間にわたり352名の健常乳幼児を対象に評価を実施し、信頼性および妥当性を検証している¹¹⁾。

本稿では、この「チェックリスト」から器楽の中項目()を抜粋したものを分析の指標として用いた。

4) 分析の指標3: 幼稚園教育要領・保育所保育指針
就学前の保育や教育に関する指標として、「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」が考えられる。

幼稚園教育要領に関しては、1956年制定、1964年改訂の幼稚園教育要領における「音楽リズム」などでも音楽に関する内容が記されているが、今回は「特別支援学校(知的障害教育)音楽科の指導内容例」(以下「特別支援学校指導内容例」とする)が2009年に改訂された学習指導要領にもとづくものであるため、これに近い年代のものを対象とすることを検討した。

本稿では、発達段階に焦点を当てて検討を行うことから、発達過程区分ごとの記述が詳細である「平成11年改訂 保育所保育指針」¹²⁾を分析の指標として用いた¹³⁾。

5) 分析の指標4: 小学校学習指導要領

初等教育段階の教育に関連する指標として、現行の「小学校学習指導要領」¹⁴⁾を用いる。今回は、小学校学習指導要領 第2章 各教科 第6節 音楽 第2各学年の目標及び内容 2内容 A 表現 (2) 器楽の活動について記された箇所を中心に検討を行っている。

3. 分析の結果

1) 「発達の4層からみた音楽療法の配慮点(宇佐川, 2007)」との対応

「特別支援学校指導内容例」と「発達の4層からみた音楽療法の配慮点(宇佐川, 2007)」(以下「音楽療

法の配慮点」とする。)の対応に関する分析結果を、表3に示した。表3における2桁の数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。英数字は、その項目に対応する「音楽療法の配慮点」の項目が含まれる層を示している。

分析結果の詳細は表5から8に示した。表の下線を付した部分が、両者の対応を判断した記述である。

表3：「特別支援学校指導内容例」と「音楽療法の配慮点」との対応

段階1	段階2	段階3	段階4
12. I	12. III	12. IV	11. IV
15. I	14. III	13. IV	12. IV
16. II	15. II	15. IV	13. IV
20. II	17. II・III	16. IV	15. IV

「特別支援学校指導内容例」の「段階1」(小学部1段階)には、「音楽療法の配慮点」の層および層に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階2」(小学部2段階)には、「音楽療法の配慮点」の層および層に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階3」と「段階4」(小学部3段階と中学部)には、「音楽療法の配慮点」の層に対応する内容が含まれていた。

2)「子どもの音楽の発達に関わる評価に関するツール」の「チェックリスト(與座ら, 2004)」との対応

「特別支援学校指導内容例」と「子どもの音楽の発

達に関わる評価に関するツール」の「チェックリスト(與座ら, 2004)」(以下「チェックリスト」とする。)の対応に関する分析結果を、表4に示した。表4における2桁の数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。丸数字は、その項目に対応する「チェックリスト」の項目番号を示している。

分析結果の詳細は表9から12に示した。下線の表記は表5から8と同様である。

表4：「特別支援学校指導内容例」と「チェックリスト」との対応

段階1	段階2	段階3	段階4
12. ①②	16. ⑥⑦	12. ⑧	11. ⑪
13. ③	17. ⑤	13. ⑨	12. ⑩
18. ④			15. ⑩

「特別支援学校指導内容例」の「段階1」(小学部1段階)には、「チェックリスト」の から に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階2」(小学部2段階)には、「チェックリスト」の から に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階3」(小学部3段階)には、「チェックリスト」の および に対応する内容が含まれていた。「特別支援学校指導内容例」の「段階4」(中学部)には、「チェックリスト」の および に対応する内容が含まれていた。

表5：「特別支援学校指導内容例(段階1)」と「音楽療法の配慮点」の対応

特別支援学校指導内容例	音楽療法の配慮点
12. 楽器を見たり触ったりして形や音色、振動などを楽しむ。	・触れる、ひっかく〔I：手の操作性〕
15. ツリーチャイムやカバサなどをこすったり、揺らしたり、つかんで離したりして、音を出して楽しむ。	・握る、放す〔I：手の操作性〕
16. コンガ、ボンゴ、大太鼓、小太鼓、ティンパニー、和太鼓、シンバル、ドラムなどを手やバチで自由に打ったりする。	・ドラム等の大きい面をバチで打つ活動〔II：活動・楽器類〕
20. 教師とやりとりしながら、打楽器や弦楽器、吹楽器などでいろいろな音を鳴らして楽しむ。	・音、音楽を通したやりとり(三項関係の成立)〔II：発達的な目標〕

表6：「特別支援学校指導内容例（段階2）」と「音楽療法の配慮点」の対応

特別支援学校指導内容例	音楽療法の配慮点
<p>12. <u>タンブリン、ウッドブロック、カスタネット、トライアングル、ギロ、ハンドシンバル</u>などで音あて遊びをする。</p> <p>14. 大きな音、小さな音に気づき、<u>強弱や速度を合わせて楽器を鳴らす</u>。Ⅲ</p> <p>15. <u>合図に合わせて楽器を鳴らしたり、止めたりする</u>。</p> <p>17. <u>好きな歌や曲などに合わせて、打楽器や吹く楽器などで自由演奏する</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>両手操作の楽器</u>〔Ⅲ：活動・楽器類〕 ・<u>テンポや強弱を意識して合わせようとする活動</u>〔Ⅲ：活動・楽器類〕 ・<u>合わせて楽しむ姿勢の形成</u>〔Ⅱ：発達的な目標〕 ・<u>自己調整力を高める</u>。〔Ⅲ：発達的な目標〕

表7：「特別支援学校指導内容例（段階3）」と「音楽療法の配慮点」の対応

特別支援学校指導内容例	音楽療法の配慮点
<p>12. 教師の拍子打ちやリズム打ちを模倣する。</p> <p>13. <u>簡単なリズム絵譜や文字譜</u>を見て、楽器を打ったり、リズム合奏したりする。</p> <p>15. <u>旋律楽器（ハーモニカ、笛、木琴、オルガン、鍵盤ハーモニカ、アコーディオンなど）</u>に親しみ、簡単なさぐり吹きやさぐり弾きをする。</p> <p>16. ピアノやCD、MD、テープレコーダーなどの演奏に合わせて<u>合奏や部分奏</u>をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>リズムをとって打つ</u>〔Ⅳ：手の操作性〕 ・<u>色音符等も使用可能</u>〔Ⅳ：活動・楽器類〕 ・<u>簡単な合奏</u>〔Ⅳ：活動・楽器類〕 ・<u>目でコントロールしながら音階楽器を弾いたり打つ</u>〔Ⅳ：手の操作性〕 ・<u>簡単な合奏</u>〔Ⅳ：活動・楽器類〕

表8：「特別支援学校指導内容例（段階4）」と「音楽療法の配慮点」の対応

特別支援学校指導内容例	音楽療法の配慮点
<p>11. 有音程の打楽器や笛などで、<u>一人一音ずつ担当し、順に打ったり、振ったり、吹いたりして、旋律や和音の一部を演奏する</u>。</p> <p>12. <u>ハーモニカ、笛、木琴、鉄琴、オルガン、アコーディオン、ピアノ</u>などを使って<u>独奏や合奏</u>をする。</p> <p>13. <u>絵譜や文字譜</u>を見たり、さぐり弾きをしたりして、曲の一部や簡単な曲を演奏する。</p> <p>15. 強弱、アクセントなどを意識したり、力をコントロールしたりして、<u>友達と協力して合奏</u>する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>音楽を通した他児との協同活動の発展</u>〔Ⅳ：発達的な目標〕 ・<u>簡単な合奏</u>〔Ⅳ：活動・楽器類〕 ・<u>目でコントロールしながら音階楽器を弾いたり打つ</u>〔Ⅳ：手の操作性〕 ・<u>簡単な合奏</u>〔Ⅳ：活動・楽器類〕 ・<u>色音符等も使用可能</u>〔Ⅳ：活動・楽器類〕 ・<u>簡単な合奏</u>〔Ⅳ：活動・楽器類〕

表9：「特別支援学校指導内容例（段階1）」と「チェックリスト」の対応

特別支援学校指導内容例	チェックリスト
<p>12. 楽器を見たり<u>触ったり</u>して形や音色、振動などを楽しむ。①②</p> <p>13. <u>鈴、マラカス、鳴子、ハンドベル、がらがら</u>などの<u>振る</u>楽器で音を鳴らして楽しむ。③</p> <p>18. <u>タンブリン、ウッドブロック、カスタネット、トライアングル、両面張り柄付太鼓、ヴィブラスラップ、チャップ</u>などを自由に鳴らして楽しむ。④</p>	<p>①楽器や玩具（ガラガラ、にぎり輪など）に手を伸ばすことができる。〔0:0～0:2〕</p> <p>②手の近くに楽器や玩具を持っていき触れさせると、両手を合わせてそれを持つことができる。〔0:3～0:5〕</p> <p>③身体のそばにある楽器や玩具に手を伸ばしてつかみ、振って音を出すことができる。〔0:6～0:8〕</p> <p>④音が出るものを自分で探し、自由に触れ音を出すことができる。〔0:9～0:11〕</p>

表10：「特別支援学校指導内容例（段階2）」と「チェックリスト」の対応

特別支援学校指導内容例	チェックリスト
16. 打楽器を使って、 <u>拍子打ち</u> 、 <u>リズム遊び</u> や <u>リズム合奏</u> をする。⑥⑦	⑥自由に自分なりの <u>リズム</u> で <u>打楽器を打つ</u> ことができる。[1:6～1:11] ⑦曲を聴きながら拍を感じ、正確ではないが <u>拍子を取る</u> ことができる。[2:0～2:11]
17. <u>好きな歌や曲などに合わせて</u> 、 <u>打楽器や吹く楽器などで自由演奏</u> する。⑤	⑤曲を聴きながら、好きな楽器に <u>自由に触れ音を出す</u> ことができる。[1:0～1:5]

表11：「特別支援学校指導内容例（段階3）」と「チェックリスト」の対応

特別支援学校指導内容例	チェックリスト
12. 教師の拍子打ちや <u>リズム打ち</u> を模倣する。⑧	⑧教師の示す手本を見て、 <u>リズム絵譜</u> （短いことばの <u>リズム</u> を絵と音符で示したもの）に合わせて <u>リズム打ち</u> をすることができる。[3:0～3:11]
13. 簡単な <u>リズム絵譜</u> や文字譜を見て、 <u>楽器を打ったり</u> 、 <u>リズム合奏</u> したりする。⑧	⑧教師の示す手本を見て、 <u>リズム絵譜</u> （短いことばの <u>リズム</u> を絵と音符で示したもの）に合わせて <u>リズム打ち</u> をすることができる。[3:0～3:11] ⑨教師の示す手本を見て、それに合わせて2、4拍子、3拍子の <u>リズム奏</u> をすることができる。[4:0～4:11]

表12：「特別支援学校指導内容例（段階4）」と「チェックリスト」の対応

特別支援学校指導内容例	チェックリスト
11. 有音程の <u>打楽器</u> や <u>笛</u> などで、 <u>一人一音ずつ担当し</u> 、 <u>順に打ったり</u> 、 <u>振ったり</u> 、 <u>吹いたりして</u> 、 <u>旋律や和音の一部を演奏</u> する。⑩	⑩曲の速さ、強弱に気を付けて <u>打楽器を打つ</u> ことができる。[5:0～5:11] ⑪ <u>打楽器</u> や <u>旋律楽器</u> で <u>斉奏</u> 、 <u>分担奏</u> 、 <u>合奏</u> をすることができる。[6:0～6:11]
12. <u>ハーモニカ</u> 、 <u>笛</u> 、 <u>木琴</u> 、 <u>鉄琴</u> 、 <u>オルガン</u> 、 <u>アコーディオン</u> 、 <u>ピアノ</u> などを使って <u>独奏</u> や <u>合奏</u> をする。⑪	⑪ <u>打楽器</u> や <u>旋律楽器</u> で <u>斉奏</u> 、 <u>分担奏</u> 、 <u>合奏</u> をすることができる。[6:0～6:11]
15. <u>強弱</u> 、 <u>アクセント</u> などを <u>意識したり</u> 、 <u>力をコントロール</u> したりして、 <u>友達と協力して合奏</u> する。⑩	⑩曲の速さ、強弱に気を付けて <u>打楽器を打つ</u> ことができる。[5:0～5:11] ⑪ <u>打楽器</u> や <u>旋律楽器</u> で <u>斉奏</u> 、 <u>分担奏</u> 、 <u>合奏</u> をすることができる。[6:0～6:11]

3) 「平成11年改訂 保育所保育指針」との対応

「特別支援学校指導内容例」と「平成11年改訂保育所保育指針」（以下「保育所保育指針」とする）の対応に関する分析結果を、表13に示した。表13における括弧を付していない2桁の数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。その後、その項目に対応する「保育所保育指針」の項目が含まれる箇所を示している。

分析結果の詳細は、表14から16に示した。表の下線を付した部分が、両者の対応を判断した記述である。

表13：「保育所保育指針」との対応

段階1	段階2	段階3
12. 6か月未満児の保育の内容 4 内容 (14)	16. 1歳3か月から2歳未満児の保育の内容 4 内容 (18)	11. 2歳児の保育の内容 4 内容 (17)
13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 6か月から1歳3か月未満児の保育の内容 4 内容 (17)		13. 3歳児の保育の内容 4 内容「表現」(2)
		14. 15. 4、5、6歳児の保育の内容 4 内容「表現」(2)

「特別支援学校指導内容例」の「段階1」には、「保育所保育指針」の6か月未満児から1歳3か月未満児の保育の内容に対応する内容が含まれていた。また「特別支援学校指導内容例」の「段階2」には、「保育所保育指針」の1歳3か月から2歳未満児の保育の

内容に対応する内容が含まれていた。さらに「特別支援学校指導内容例」の「段階3」には、「保育所保育指針」の2、3、4、5、6歳児の保育の内容に対応する内容が含まれていた。

表14：「特別支援学校指導内容例（段階1）」と「保育所保育指針」の対応

特別支援学校指導内容例	保育所保育指針
12. <u>楽器を見たり触ったりして形や音色、振動などを楽しむ。</u>	(14) 優しく言葉をかけてもらいながら、聞いたり、見たり、触ったりできる玩具などで遊びを楽しむ。(6か月未満児の保育の内容 4 内容)
13. <u>鈴、マラカス、鳴子、ハンドベル、がらがらなどの振る楽器で音を鳴らして楽しむ。</u>	(17) 保育士に見守られて、玩具や身の回りのもので一人遊びを十分に楽しむ。(6か月から1歳3か月未満児の保育の内容 4 内容)
14. <u>オートハープやギターなどの弦楽器に親しみ、弦をはじいたりして楽しむ。</u>	
15. <u>ツリーチャイムやカバサなどをこすったり、揺らしたり、つかんで離したりして、音を出して楽しむ。</u>	
16. <u>コンガ、ボンゴ、大太鼓、小太鼓、ティンパニー、和太鼓、シンバル、ドラムなどを手やバチで自由に打ったりする。</u>	
18. <u>タンブリン、ウッドブロック、カスタネット、トライアングル、両面張り柄付き太鼓、ヴィブラスラップ、チャップパなどを自由に鳴らして楽しむ。</u>	
19. <u>水笛、かっこう笛などの擬音笛やオカリナ、フューボン、カズーなどを自由に吹く。</u>	
17. <u>いろいろな打楽器を教師と一緒に、両手打ち、片手打ち、交互打ちなどで手やバチを使って楽しむ。</u>	

表15：「特別支援学校指導内容例（段階2）」と「保育所保育指針」の対応

特別支援学校指導内容例	保育所保育指針
16. <u>打楽器を使って、拍子打ち、リズム遊びやリズム合奏をする。</u>	(18) 保育士と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたり、また、 <u>体を動かしたりして遊ぶ。</u> (1歳3か月から2歳未満児の保育の内容 4 内容)

表16：「特別支援学校指導内容例（段階3）」と「保育所保育指針」の対応

特別支援学校指導内容例	保育所保育指針
13. <u>簡単なリズム絵譜や文字譜を見て、楽器を打ったりリズム合奏したりする。</u>	(2) 音楽に親しみ、聞いたり、歌ったり、体を動かしたり、 <u>簡単なリズム楽器を鳴らしたりして楽しむ。</u> (3歳児の保育の内容 4 内容 「表現」)
14. <u>有音程の打楽器(サウンドブロック、ハンドベル、トーンチャイム、リード付き笛など)を使って曲や旋律の一部を演奏する。</u>	(2) <u>友達と一緒に音楽を聴いたり、歌ったり、体を動かしたり、楽器を鳴らしたりして楽しむ。</u> (4歳児の保育の内容 4 内容 「表現」)
15. <u>旋律楽器(ハーモニカ、笛、木琴、オルガン、鍵盤ハーモニカ、アコーディオンなど)に親しみ、簡単なさぐり吹きやさぐり弾きをする。</u>	(2) <u>音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色の美しさやリズムの楽しさを味わう。</u> (5歳児の保育の内容 4 内容 「表現」)
11. <u>CD、MDの音楽などに合わせて、模擬楽器を使って身体表現をする。</u>	(2) <u>音楽に親しみ、みんなと一緒に聴いたり、歌ったり、踊ったり、楽器を弾いたりして、音色やリズムの楽しさを味わう。</u> (6歳児の保育の内容 4 内容 「表現」)
	(17) 保育士と一緒に歌ったり簡単な手遊びをしたり、 <u>リズムに合わせて、体を動かしたりして遊ぶ。</u> (2歳児の保育の内容 4 内容)

4) 「小学校学習指導要領」との対応

「特別支援学校指導内容例」と「小学校学習指導要領」の対応に関する分析結果を、表17に示した。表17における2桁の数字は、「特別支援学校指導内容例」の項目番号を示している。その後、その項目に対応する「小学校学習指導要領」の項目が含まれる箇所を示している。

分析結果の詳細は、表18から20に示している。下線の表記は、表14から16と同様である。

表17：「小学校学習指導要領」との対応

段階4	段階5	段階6
13. 低学年 2 内容 A 表現 (2) ア	16. 中学年 2 内容 A 表現 (2) イ	9. 高学年 2 内容 A 表現 (2) ウ
11. 15. 低学年 2 内容 A 表現 (2) エ		

「特別支援学校指導内容例」の「段階4」には、「小学校学習指導要領」低学年に対応する内容が含まれていた。また「特別支援学校指導内容例」の「段階5」には、「小学校学習指導要領」中学年に対応する内容が含まれていた。さらに「特別支援学校指導内容例」の「段階6」には、「小学校学習指導要領」高学年に対応する内容が含まれていた。

表20：「特別支援学校指導内容例（段階6）」と「小学校学習指導要領」の対応

特別支援学校指導内容例	小学校学習指導要領
9. 打楽器、旋律楽器、弦楽器、電子楽器などで好きな楽器を選び、奏法を工夫し、独奏したり、合奏したりする。	ウ 楽器の特徴を生かして旋律楽器及び打楽器を演奏すること。 (高学年 2 内容 A 表現 (2))

表18：「特別支援学校指導内容例（段階4）」と「小学校学習指導要領」の対応

特別支援学校指導内容例	小学校学習指導要領
13. 絵譜や文字譜を見たり、さぐり弾きをしたりして、曲の一部や簡単な曲を演奏する。	ア 範奏を聴いたり、リズム譜などを見たりして演奏すること。(低学年 2 内容 A 表現 (2))
11. 有音程の打楽器や笛などで、一人一音ずつ担当し、順に打ったり、振ったり、吹いたりして、旋律や和音の一部を演奏する。	エ 互いの楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏すること。(低学年 2 内容 A 表現 (2))
15. 強弱、アクセントなどを意識したり、力をコントロールしたりして、友達と協力して合奏する。	

4. 特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性

以上の分析結果をまとめると、特別支援学校（知的障害教育）音楽科器楽領域の指導内容は、表21に示すような発達段階に対応していることが推定できる。

このことから、発達段階に焦点を当てた場合、特別支援学校（知的障害教育）音楽科器楽領域の指導内容は、小学部が主として幼稚園・保育所の「表現」等の内容を、中学部・高等部が主として小学校「音楽科」の内容を含んでいると考えられた。

また、発達的な視点をもって特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性を整理することで、発達段階の大きく異なる子どもが含まれる音楽科の授業（「交流及び共同学習」）において、各児の能力に即した学習内容へのアクセスと全員での学習の共有化を叶える指導内容の設定について、手がかりを得ることができるのではないかと考えられた。もちろん、障害のある子どもの指導にあたっては、発

表19：「特別支援学校指導内容例（段階5）」と「小学校学習指導要領」の対応

特別支援学校指導内容例	小学校学習指導要領
18. 曲想を感じ取り、演奏の仕方を工夫する。	イ 曲想にふさわしい表現を工夫し、思いや意図をもって演奏すること。(中学年 2 内容 A 表現 (2))

表21：特別支援学校（知的障害教育）音楽科における発達段階の設定

	段階1 小学部1段階	段階2 小学部2段階	段階3 小学部3段階	段階4 中学部	段階5 高等部1段階	段階6 高等部2段階
音楽療法の配慮点	I (感覚) II (知覚)	II (知覚) III (象徴)	IV (概念)	IV (概念)		
チェックリスト	① (0:0-0:2) ② (0:0-0:5) ③ (0:6-0:8) ④ (0:9-0:11)	⑤ (1:0-1:5) ⑥ (1:6-1:11) ⑦ (2:0-2:11)	⑧ (3:0-3:11) ⑨ (4:0-4:11)	⑩ (5:0-5:11) ⑪ (6:0-6:11)		
幼稚園教育要領・保育所保育指針	0:0-1:3	1:3-2:0	2:0-6:0			
小学校学習指導要領				低学年	中学年	高学年
発達段階の設定	0:0-1:3	1:0-2:11	2:0-6:0	5:0-8:11	8:0-10:11	10:0-12:11

達段階のみではなく、生活年齢、障害特性、興味・関心など様々な状況から多面的総合的に本人の教育的ニーズを把握する必要がある。

おわりに

本稿では、発達段階に焦点を当てて器楽領域の指導内容を分析し、特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性について考察した。今後は、音楽的発達に関する見解を広範囲に検討した上で、他領域の指導内容についても分析を進めたいと考えている。

今回の分析では、特別支援学校（知的障害教育）音楽科と幼稚園・保育所の「表現」等、小学校音楽科の指導内容について、発達段階に焦点を当てて対応する部分のみをとりあげた。しかし、知的障害教育の教育課程には、発達年齢上の課題と生活年齢上の課題の両方を達成するために、通常では教科の範疇に収まらないと考えられる内容（機能的な生活スキル）も含まれている¹⁵⁾。また、幼稚園・保育所等で扱われる領域「表現」は、教科としての「音楽科」と異なる特質をもっている。今後は、指導内容について相違点もとりあげ、各々の教育課程の独自性を踏まえた上で、特別支援学校（知的障害教育）と小中学校等の音楽科教育課程の関係性を明らかにする必要があると考えている。

そして、実践的検証を重ねながら、障害のある子どもと障害のない子どもの音楽科学習の共有化を促す具体的な方策について検討していく予定である。

付記

本研究は、科学研究費補助金（課題番号19730543）の助成を受けて行い、日本音楽教育学会第44回大会における発表をまとめたものである。

注および引用

- 1) 文部科学省 (2012) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm (2014年1月31日閲覧)
- 2) 文部科学省 (2009) 『特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）』教育出版。
- 3) 遠藤恵美子・佐藤慎二 (2012) 「小学校における交流及び共同学習の現状と課題 - A市の通常学級担任と特別支援学級担任への質問紙調査を通して -」『植草学園短期大学研究紀要』13, pp.59-64. ほか。
- 4) 特別支援教育総合研究所が2005年から2007年に行った調査では、音楽科における「交流及び共同学習」の実施率は80.7%であった。
- 5) 文部科学省 (2009) 前掲書 pp.252 - 311.ほか。
- 6) 特別支援教育総合研究所 (2008) 『プロジェクト研究成果報告書「交流及び共同学習」の推進に関する実際の研究』p.40.
- 7) 東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育課が作成したものであるが、全国的に多くの学校が参考にしている。全国特別支援学校知的障害教育研究会編著『知的障害教育における学習評価の方法と実際』ジアース教育新社などに掲載されている。
- 8) 宇佐川浩 (2011) 『感覚と運動の高次化からみた子ども理解』学苑社, pp.88-89.
- 9) 宇佐川浩 (2011) 『感覚と運動の高次化による発達臨床の実際』学苑社, p.136.
- 10) 與座亜希子ほか (2006) 「音楽を活用した子どもの発達と評価に関する方法論的研究：アセスメントツールと実践ツールの開発」『琉球大学教育学部障害児教育実践センター紀要』7, pp.59-84.
- 11) 大城典子ほか (2012) 「子どもの音楽における発達と評価に関する研究 - 教育実践現場における活用をめざして -」『琉球大学教育学部発達支援センター紀要』3, pp.45-54.
- 12) 厚生労働省 (2004) 『保育所保育指針』フレーベル館
- 13) 民秋言 (2012) 『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』萌文書林では、今次の改訂で保育指針は大きく変化し、制度的、形式的に変更部分は多くあったが、基本的にとくに発達論、保育内容論についてはほとんど変化していないとの見解が示されている。
- 14) 文部科学省 (2013) 『小学校学習指導要領平成20年3月告示』東京書籍
- 15) 米田宏樹 (2011) 2007～2010年度科学研究費補助金研究成果報告書「特別支援教育におけるインクルーシブ・カリキュラム開発のための歴史的研究」
<https://kaken.nii.ac.jp/pdf/2010/seika/mext/12102/19730554seika.pdf> (2014年1月31日閲覧)